

住宅のバリアフリー 改修にかかる 固定資産税の 特例措置について



一定の要件を満たすバリアフリー改修工事(補助金などを除く自己負担が30万円以上のもの)を行なった場合、申告により翌年度分の固定資産税の1/3(一戸当たり100㎡までを限度)を減額します。

要件

次のいずれかの人が居住する既存の住宅(賃貸住宅を除く)

- ① 65歳以上の入
- ② 要介護認定または要支援認定を受けた人
- ③ 障害のある人(市民税の障害者控除の適用を受けることのできる人)

対象改修工事

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段の勾配緩和
- ③ 浴室の改良
- ④ トイレの改良
- ⑤ 手すりの取り付け
- ⑥ 床の段差解消
- ⑦ 引き戸への取り替え
- ⑧ 床の滑り止め化



※平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に完成したものに限り
ります。

申し込み・問い合わせ 改修工事後、
3か月以内に資産税課(☎08486032 FAX084867613
2)へ

軽自動車税の減免



障害の程度
や軽自動車の
所有(使用)
者・運転者、
使用目的など
について、一定の要件を満たせば申請
により減免されます。

申請期間 25日(金)まで

申請場所 市民税課(市役所本庁2階)、または各支所の住民生活課
用意する物 身体障害者手帳・精神
障害者保健福祉手帳・戦傷病者手
帳・療育手帳のいずれか、自動車
検査証、運転免許証、印鑑、平成
19年度軽自動車税納税通知書

※すでに、減免を受けている車で、
減免理由に変更のない場合は、納税
通知書は送付しませんので、申請す
る必要はありません。

※自動車税と軽自動車税の両方で減
免を受けることはできません。

問い合わせ先 軽自動車税||市民税
課(☎0848676030 FAX08
48676132) ▼自動車税およ
び自動車取得税||尾三地域事務所
税務局(☎0848252011)

公共下水道の 事業認可区域が 広がります

現在の認可区域(約1,346ヘクタール)に、宮浦一丁目
の全部と、西町二丁目、本
町二・三丁目、中之町一丁目、
城町三丁目、和田一〜三丁目、
宮浦二・四・六丁目、小泉町、
本郷町船木・下北方・上北方・
南方のそれぞれ一部区域(約
179ヘクタール)を追加し
ます。

公共下水道の事業認可区域
とは、おおむね5〜7年以内
を目標に下水道の整備に着手
する区域です。事業認可区域
に追加されると、これまで受
けていた小型浄化槽設置整備
事業補助が受けられなくなり
ます。

なお、工事にあたっては、
説明会などでお知らせします。

問い合わせ先 下水道課(☎
0848676124 FAX08
48646057)